

光州高等法院
第2民事部
判決

事件 2017 나 5441 損害賠償(기)

原告、被控訴人 1. 梁○○
2. 金○○
3. 吳○○
4. 沈○○

原告ら訴訟代理人

法務法人 コンガム 担当弁護士 イ・サンカプ

法務法人 チウム 担当弁護士 キム・ジョンヒ

被告、控訴人 三菱重工業株式会社

訴訟代理人弁護士 キム・ヨンチュル

第1審判決 光州地方法院 2017年8月11日宣告 2014 가합 1463 判決
弁論終結 2018年10月31日
判決宣告 2018年12月5日

主 文

1. 被告の控訴を棄却する。
2. 控訴費用は被告の負担とする。

請求の趣旨及び控訴の趣旨

請求の趣旨

被告は原告らに各 150,000,000 ウォン及びこれに対する本件訴状副本送達の日から支払済みまで年 20%の割合による金員を支払え。

控訴の趣旨

主位的に、第1審判決を取消し、原告らの請求をすべて却下する。

予備的に、第1審判決のうち被告の敗訴部分を取消し、上記取消部分に該当する原告らの被告に対する請求をすべて棄却する。

理 由

1 基本的事実関係

当裁判所がこの部分について記す理由は、第1審判決の「1、認定事実」のうち一部を下の表のように訂正するほかは第1審判決中の該当部分の記載と同様であるから、民事訴訟法第420条本文によりこれをそのまま引用する。

| 第1審判決 | | 訂正前 | 訂正後 |
|-------|-------|---------------------|---|
| 頁 | 行 | | |
| 3 | 20～21 | 女子挺身隊員引受側措置要綱 | 女子挺身隊受入側措置要綱 |
| 4 | 19 | 挺身勤労隊を受けようとする者 | 挺身勤労を受けようとする者 |
| 5 | 1 | 挺身勤労隊を受けることになった者 | 挺身勤労を受けることになった者 |
| 5 | 21 | 1994年5月頃 | 1944年5月頃 |
| 6 | 11 | 勧誘を受けた | 勧誘した |
| 13 | 2 | 請求権協定に関する合意議事録(1) | 請求権協定と同日に締結され、1965年12月18日に発効した請求権協定に関する合意議事録(1) |
| 14 | 2 | 1965年12月17日 | 1965年12月18日 |
| 14 | 16 | 強制徴用被害者 | 日本によって労務者として召集又は徴用された被害者 |
| 15 | 14 | ク 関連訴訟の経過及び呉□□の相続関係 | ク 関連訴訟の経過 |
| 16 | 13～15 | (3) 亡呉□□の～各死亡した | 削除する |
| 16 | 16～18 | 甲1ないし17号証 | 甲第1ないし16号証、第18号証等 |

2 本案前の抗弁に対する判断

ア 被告の主張

渉外的事件について国内裁判所の裁判権が認められるか否かは訴訟当事者らの公平、裁判の適正・迅速を期するという基本理念にしたがい、条理によって決定しなければならないが、本件訴訟の請求原因事実がすべて日本で起こり、大韓民国とは実質的関連性が無く、勤労挺身隊は当時の日本政府の施策により施行された制度であり、これに対して旧三菱重工業や被告が関与したことも全くない。それにもかかわらず大韓民国に支店や営業所も持た

ない日本法人である被告に大韓民国の裁判所で本件訴訟に応訴させることは訴訟当事者らの公平、訴訟遂行の便宜や予測可能性に照らし著しく不当である。また被告が日本法人であり、原告らが主張する行為が行われた場所もやはり日本である点に照らせば、裁判の適正・迅速・効率という側面からも日本の裁判所が本件訴訟に対する国際裁判管轄を有するというべきである。したがって本件訴訟は裁判管轄が存在しない大韓民国の裁判所に提起されたものであって不適法である。

イ 判断

国際裁判管轄を決定するにあたっては当事者間の公平、裁判の適正・迅速及び経済を期するという基本理念にしたがうべきであり、具体的には訴訟当事者らの公平、便宜そして予測可能性のような個人的な利益のみならず裁判の適正・迅速・効率および判決の実効性等のような裁判所ないし国家の利益もともに考慮すべきであり、このような多様な利益のうち、いかなる利益を保護する必要があるかについては個別事件において法廷地と当事者との実質的関連性及び法廷地と紛争になった事案との実質的関連性を客観的な基準として合理的に判断すべきである(大法院 2005. 1. 27 宣告 2002 다 59788 判決、大法院 2012. 5. 24. 宣告 2009 다 22549 判決等参照)。

検討するに、たとえ被告が日本法により設立された日本法人としてその主たる事務所を日本に置くとはいえ、下記の諸般の事情を前記の法理に照らせば、大韓民国は本件の当事者及び紛争となった事案と実質的関連性があるといえるから、大韓民国裁判所は本件について裁判管轄権を有する。したがって被告の本案前の抗弁は理由がない。

- ① 後記のように原告らの請求原因の主張は旧三菱重工業が軍用機等の戦争物資を生産し、当時太平洋戦争等の侵略戦争を遂行していた日本政府に供給するのに必要な労働力を日本政府の協力のもとに日本が不法に占領していた韓半島において欺罔行為・脅迫等、不法で組織的な方式によって動員し、強制労働に従事させた一連の行為が不法行為であるということである。上記のように大韓民国は原告らが主張する不法行為のうちの一部が行われた不法行為地に該当するから、大韓民国裁判所に民事訴訟法上の土地管轄が存在すると認めるのが相当であり、当事者又は紛争となった事案が大韓民国と実質的関連があるかを判断するにあたり民事訴訟法上の土地管轄権の有無が依然として重要な要素になることは否定できない。
- ② 原告らが本件で主張する事実を裏付ける日本内の物的証拠はほとんど滅失した一方、被害者である原告らのうち生存者は全て大韓民国に居住しており、その他に日本内においてのみ証拠調査が可能であるという事情も認められない。

③ 国際裁判管轄権は排他的なものではなく併存的なものであるから、地理上、言語上、訴訟遂行上の便宜の側面から日本の裁判所が大韓民国の裁判所より被告に便利だということのみによって大韓民国裁判所の裁判管轄権を安易に否定しがたく、原告らが大韓民国裁判所の裁判を受けようという意思を明白に表明し裁判を請求している点も安易に無視すべきではない。そして被告の客観的な訴訟遂行能力を考慮すると、大韓民国裁判所に裁判管轄権を認めることが当事者間の公平を著しく害するということができない。

3 本案に関する判断

ア 原告らの請求原因の主張の要旨

日本政府は日帝強占期に太平洋戦争等の侵略戦争の遂行過程において基幹軍需事業体に必要な労働力を確保するため長期的な計画を立て、韓半島から組織的に労働力を動員し、その過程において欺罔行為、脅迫等不法な方法を使用した。そして核心的な基幹軍需事業体の地位にあった旧三菱重工業は日本政府の上記のような労働力動員政策に積極的に協力して労働力を拡充した。原告らは上級学校への進学、十分な賃金提供を保障するなどという日本政府の欺罔行為に欺かれたり脅迫により抑圧されて勤労挺身隊に志願することになり、勤労挺身隊に所属して日本に到着した後、軍需事業体である旧三菱重工業の名古屋飛行機製作所や大門工場で意思に反して自由を剥奪された状態で強制労働に酷使され、約束された教育の機会や賃金等を全く提供されなかったところ、上記のような日本政府の行為とこれに参加した旧三菱重工業の行為は反人道的不法行為に該当する。したがって旧三菱重工業と事実上同一の法人として旧三菱重工業の債務を承継する被告は原告梁〇〇、金〇〇、沈〇〇に各 150,000,000 ウォンの慰謝料を支払う義務があり、亡呉□□の家族として相続人である原告呉〇〇に亡呉□□の死亡による家族ら本人の固有の慰謝料と亡呉□□の家族らが亡呉□□から相続した慰藉料のうち合計 150,000,000 ウォンを支払う義務がある。

イ 準拠法に関する判断

本件において不法行為による損害賠償請求権が成立するか否かを判断する基準となる準拠法は、法廷地である大韓民国において外国的要素がある法律関係に適用される準拠法の決定に関する規範（以下「抵触規範」という）により決定すべきであるが、原告らと被告の間にその法律関係が発生した時点は旧涉外私法（1962年1月15日法律第996号として制定されたもの）が施行された1962年1月15日以前からその後わたっている。そのうち1962年1月15日以前に発生した法律関係に適用される大韓民国の抵触規範は1912年3月28日から日王の勅令第21号により我が国に依用されて来た後、軍政法令第21

号を経て大韓民国制憲憲法附則第100条により「現行法令」として大韓民国の法秩序に編入された日本の「法例」（1898年6月21日法律第10号）である。原告らの請求権が成立した時点で適用される大韓民国の抵触規範に該当する上記「法例」によれば、不法行為による損害賠償請求権の成立と効力は不法行為発生地の法律によるが（第11条）、本件の不法行為地は大韓民国と日本にわたっているので、不法行為による損害賠償請求権について判断する準拠法は大韓民国法又は日本法になるであろう。ところで、本件で原告らがすでに日本法が適用された本件日本訴訟において敗訴した点に照らし、不法行為の被害者である原告らは自己により有利な準拠法として大韓民国法を選択しようという意思を有すると推認され、このように準拠法になりうる複数の国家の法が存在する場合、法廷地の裁判所は当該事案との関連性の程度、被害者の権利保護の必要性和加害者の準拠法に対する予測可能性及び防衛権保障等、当事者間の公平・衡平と正義、裁判の適正性等を併せて考慮して準拠法を選択し決定することができると言えるが、上記の要素を全て考慮するとき大韓民国法を準拠法とするのが適当であると認められる。したがって、旧三菱重工業の不法行為による損害賠償請求権の成否は大韓民国法を準拠法として判断することとする。さらに、制定民法が施行された1960年1月1日以前に発生した事件が不法行為に該当するか否かの判断に適用される大韓民国法は制定民法附則第2条本文に従い、「旧民法（依用民法）」ではなく「現行民法」である。）本件において不法行為による損害賠償請求権が成立するか否かを判断する基準になる準拠法は、法廷地である大韓民国において外国的要素がある法律関係に適用される準拠法の決定に関する規範（以下、「抵触規範」という）により決定すべきであるが、原告らと被告の間にその法律関係が発生した時点は旧涉外私法（1962年1月15日法律第996号として制定された者）が施行された1962年1月15日以前からその後をわたっている。そのうち1962年1月15日以前に発生した法律関係に適用される大韓民国の抵触規範は1912年3月28日から日王の勅令第21号により我が国に異様されてきた後、軍政法令第21号を経て大韓民国制憲憲法附則第100条により「現行法令」として大韓民国の法秩序に編入された日本の「法例」（1898年6月21日法律第10号）である。原告らの請求権が成立した時点で適用される大韓民国の抵触規範に該当する上記「法例」によれば不法行為による損害賠償請求権の成立と効力は不法行為発生地の法律によるが（第11条）、本件の不法行為地は大韓民国と日本にわたっているので、不法行為による損害賠償請求権について判断する準拠法は大韓民国法又は日本法になるであろう。ところで、本件で原告らがすでに日本法が適用された本件日本訴訟において敗訴した点に照らし、不法行為の被害者である原告らは自己により有利な準拠法とし

て大韓民国法を選択しようという意思を有すると推認される点や、このように準拠法になりうる複数の国家の法が存在する場合、法廷地の裁判所は当該事案との関連性の程度、被害者の権利保護の必要性と加害者の準拠法に対する予測可能性及び防御権保障等、当事者間の公平・衡平と正義、裁判の適正性等を併せて考慮して準拠法を選択し決定することができると言えるが、上記の要素を全て考慮するとき大韓民国法を準拠法とするのが適当であるとみられる。したがって旧三菱重工業の不法行為による損害賠償請求権が成立するか否かは大韓民国法を準拠法として判断することにする。さらに、制定民法が施行された1960年1月1日以前に発生した事件が不法行為に該当するか否かの判断に適用される大韓民国法は制定民法附則第2条本文¹に従い、「旧民法（依用民法）」ではなく「現行民法」である。

ウ 旧三菱重工の不法行為責任の成否に関する判断

すでに認定した事実及び前掲の証拠に弁論の全趣旨を総合すれば次のような事実を認定することができる。これに照らせば旧三菱重工業の原告らに対する次のような行為は当時の日本政府の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行と直結した反人道的不法行為に該当し、このような不法行為により原告らが精神的苦痛を受けたことは経験則上明白である。したがって旧三菱重工業は上記のような不法行為によって原告らが受けた精神的損害と亡呉□□の死亡により亡呉□□の家族らが受けた精神的損害を賠償する責任がある。

- ① 日本政府は日中戦争と太平洋戦争等の不法な侵略戦争の遂行過程において基幹軍需事業体に必要な労働力を確保するため前記のような長期的計画を立て、組織的に労働力を動員し、核心的な基幹軍需事業体の地位にあった旧三菱重工業は日本政府の上記のような労働力動員政策に積極的に協力して労働力を拡充した。
- ② 原告らは当時韓半島と韓国人らが日本の不法で暴圧的な支配を受けていた状況において、今後日本で従事することになる労働の内容や環境についてよく理解できないまま日本政府の組織的な欺罔行為、脅迫等により勤労挺身隊に志願し連行されて本件工場で労働に従事させられた。
- ③ その上原告らは満13歳、14歳の若い女性であったのに、生命や身体に危害を受ける可能性の非常に高い劣悪な環境で危険な労働に従事し、給与を全く支給されず、日本政府の容赦のない総動員体制下で外出が制限され常時監視を受けるなど、一切の自由を抑圧された。
- ④ 特に原告らに何ら安全教育や待避要領等を周知させないまま放置し、東

¹第2条(本法の遡及効) 本法は特別な規定がある場合の外は、本法施行日前の事項に対してもこれを適用する。しかし既に旧法によって生じた効力に影響を及ぼさない

南海地震により本件工場が崩壊し亡呉□□が死亡し原告金〇〇が負傷し、原告金〇〇が上記事故と作業中に負傷したにもかかわらず、適切な治療と休息及び補償等を提供しないまま劣悪な環境下で労働に従事させ続けた。

エ 被告が旧三菱重工業の債務を負担するか否かについての判断

当裁判所がこの部分について記載する理由は第1審判決23頁第2項から27頁第5項までの「3のイの(2)項 被告が旧三菱重工業の債務を負担するかについて」の部分の記載と同様であるから、民事訴訟法大420条本文によりこれをそのまま引用する。

オ 被告の主張に対する判断

1) 請求権協定により原告らの請求権が消滅したとの主張についての判断

ア) 被告の主張

本件において原告らが主張する損害賠償請求権は被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他の請求権に該当し、1965年6月22日に大韓民国と日本国の間に締結された請求権協定の対象に含まれている。したがって上記請求権協定の締結により原告らが主張する損害賠償請求権はすでに消滅した。

イ) 判断

すでに述べたとおり、本件において原告らが主張する損害賠償請求権は日本政府の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権であり、上記のような慰謝料請求権は請求権協定の適用対象に含まれない(大法院2018年10月30日宣告2013다61381全員合議体判決)。したがって上記と異なる前提に立つ被告の上記主張は理由がない。

2) 消滅時効又は除斥期間の抗弁に対する判断

ア) 被告の主張

原告らの損害賠償請求権は原告らが主張する不法行為の日から20年以上の期間が経過し、本件に適用される準拠法が大韓民国の法律であるか日本の法律であるかにかかわらず、すでに消滅時効ないし除斥期間²が満了して消滅し、原告らには権利を行使することができない客観的な障害事由が存在するものでもなく、被告の消滅時効完成の主張は権利濫用に該当しない。仮に原告らに権利行使の障害事由が存在したとしても、①他の強制動員労働者らが被告に対して大韓民国裁判

² 日本民法第724条は不法行為について前段で3年の短期消滅時効、後段で20年の除斥期間を規定している。

所に損害賠償請求訴訟を提起した 2000 年 5 月 1 日頃³、または、② 請求権協定に対する民官共同委員会の発表があった 2005 年 8 月 26 日頃、あるいは遅くとも、③強制動員労働者らの強制動員被害による損害賠償請求権が請求権協定で消滅しなかったと判示した大法院 2009 다 22549 判決が宣告された 2012 年 5 月 24 日頃以後には権利行使の障害事由が解消されたと言えるのであり、原告らは上記大法院判決の宣告日から相当な期間である「6 か月」内に訴訟を提起すべきところ、上記大法院判決の宣告日から 6 か月を過ぎてから本件訴訟を提起したから、原告らの請求権は時効の完成により消滅した。

イ) 判断

(1) 原告らの不法行為による損害賠償請求権の消滅の成否に関する準拠法もやはりすでに述べたような理由により大韓民国法となる。ところで、現行民法によれば不法行為による損害賠償請求権については消滅時効のみが規定されているから日本法が準拠法であるという前提のもとに除斥期間を徒過したという被告の主張は更に検討するまでもなく理由がない。

(2) 次に消滅時効が完成したという主張について検討する。

(ア) 関連法理

不法行為を原因とする損害賠償請求権は被害者やその法定代理人がその損害及び加害者を知った日から 3 年間これを行使しなかったり不法行為が行なわれた日から 10 年が経過すれば時効により消滅する（民法 766 条）。消滅時効は客観的に権利が発生しその権利を行使し得るときから進行し、その権利を行使できない間は進行しないが、ここに言う「権利を行使できない」場合とはその権利行使に法律上の障害事由、例えば期間の未到来や条件不成就等がある場合を言うのであって、事実上権利の存在や権利行使の可能性を知り得ず、知り得ないことに過失がないとしても、このような事由は法律上の障害事由に該当しない（大法院 2006 年 4 月 27 日宣告 2006 다 1381 判決等参照）。

ただし、債務者の消滅時効に基づく抗弁権の行使も民法の大原則である信義誠実の原則と権利濫用禁止の原則の支配を受けるものであり、債務者が時効完成前に債権者の権利行使や時効中断を不可能または著しく困難にしたり、そのような措置が不必要だと信じさせる行動をしたり、客観的に債権者が権利を行使できない

³ 下記のイ) の (2) 項の (ウ) ④項で引用する大法院 2009 다 22549 判決の第 1 審の訴提起日である。

障害事由が存在したり、またはいったん時効が完成した後に債務者が時効を援用しないかのような態度をとり権利者をしてそのように信頼させたり、債権者保護の必要性が大きく、同じ条件の他の債権者が債務の弁済を受領する等の事情があり、債務履行の拒絶を認める事が著しく不当であったり不公平になる等の特別な事情がある場合には債務者が消滅時効の完成を主張することが信義誠実の原則に反し権利濫用として許容されない（大法院 2011 年 6 月 30 日宣告 2009 다흐 72599 判決等参照）。

結局、権利が発生したが権利行使に期間未到来や条件不成就等の法律上の障害事由がある場合にはその法律上の障害事由が解消されたとき初めて消滅時効の起算点になるが、権利を行使できない事由が権利の存在や権利の存在や権利行使の可能性を知ることができなかつた等の事実上の障害事由に過ぎない場合には当該権利の消滅時効の進行にいかなる影響も及ぼさないというべきである。但し権利を行使できない事実上の障害事由がその権利の性質上客観的にみて権利行使を現実的に期待出来ない程度であれば、当該権利の消滅時効期間が経過したとしても債務者が消滅時効の完成を主張することは信義誠実の原則に反する権利濫用として許容できない。

- (イ) すでに認定した事実によれば、原告らに対する被告の不法行為及びそれによる損害の発生は原告梁○○らが帰国した 1945 年 10 月頃より以前に発生したと言えるのであり、原告らの本件訴訟は上記 1945 年 10 月頃及び現行民法施行日である 1960 年 1 月 1 日から⁴10 年が経過した後である 2014 年 2 月 27 日に提起されたことは記録上明白である。
- (ウ) しかし前掲の各証拠及び乙第 4、31、35、38、40、41、49 号証の各記載に弁論の全趣旨を総合して認められる下記のような事実及び事情に照らせば、原告らが本件訴を提起した頃まで原告らには客観的に本件損害賠償権を事実上行使することができない障害事由があったと認めるのが相当であるから、被告が消滅時効の完成を主張し原告らに対する不法行為による損害賠償債務の履行を拒絶することは著しく不当であり信義誠実の原則に反する権利濫

⁴改定民法附則第 8 条（時効に関する経過規定）第 1 項は「本法施行当時に旧法の規定による時効期間を経過した権利は本法の規定により取得または消滅したものとみなす」と、第 2 項は「本法施行当時に旧法による消滅時効の期間を経過していない権利には本法の時効に関する規定を適用する」と、第 4 項は「第 1 項と第 2 項の規定は時効期間ではない法定期間にこれを準用する」と各規定する

用として許されない。

- ① 旧三菱重工業の不法行為があった後、1965年6月22日に韓日間の国交が樹立されるまで日本と大韓民国の間の国交は断絶されており、したがって原告らが被告に対して大韓民国で判決を受けてもこれを執行することができなかった。その後1965年に韓日間に国交が正常化されたが、韓日請求権協定関連文書がすべて公開されない状況において請求権協定第2条及びその合意議事録の規定について請求権協定で大韓民国国民の日本又は日本国民に対する個人請求権が包括的に解決されたものであるという見解が大韓国内で一般的に受け入れられてきた。そして日本では請求権協定の後続措置として財産権措置法を制定し原告らの請求権を日本国内的に消滅させる措置をとった。
- ② ところが、強制动員された被害者らが日本において訴訟を提起し始めると、個人請求権、なかでも特に日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定で消滅しなかったという見解が徐々に浮上し、2005年1月頃に韓国で韓日請求権協定に関する文書が公開された後、2005年8月26日に「日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定により解決されたものとは認められない」という民官共同委員会見解が発表された。
- ③ しかし、民官共同委員会が当時報道資料を通じて表明した内容は「請求権協定は基本的に日本の植民支配賠償を請求するためのものではなく、対日平和条約であるサンフランシスコ平和条約第4条にもとづき韓日両国間の財政的、民事的債権債務関係を解決するためのものであり、日本軍慰安婦問題等の日本政府、軍等の国家権力が関与した反人道的な不法行為については請求権協定により解決されたものとは認められず、日本政府の法的責任は残っており、サハリン同胞、原爆被害者問題も請求権協定の対象に含まれない」というものであり、強制动員ないし勤労挺身隊被害者ら個々人の強制労働が行われた日本軍需事業体企業に対する、不法行為を原因とする損害賠償請求権が請求権協定の範囲に含まれるか否かについては具体的な判断がなされなかった。その上、上記民官共同委員会の表明以後にも大韓国外交通商部は、2009年8月14日に「強制动員被害者の供託金は請求権協定締結を通じて日本から受領した無償3億ドル

に含まれていたと見るべきであるから、日本政府に対して請求権を行使することは困難である」という内容を含む報道参考資料を配布し、原告らのような勤労挺身隊被害者を支援する「勤労挺身隊ハルモニとともにする市民の会」の質問に対し 2011 年 12 月 13 日頃、「請求権協定の対象範囲には強制動員関連被徴用韓国人未収金（供託金）及び被徴用者被害補償問題等が含まれているから、上記事案について日本側との交渉は現在では実益がないことが予想されるところ、上記問題の解決のため政府は今後も従来と同様に未収金資料の入手を通じた国内補償、日本企業との和解推進等においての側面支援に関する努力をして行こうと考える」という内容の答弁書を送ったりした。したがって上記民官共同委員会見解の表明があったという事実のみにより原告らの権利行使障害事由が解消されたとは認められない。

- ④ 大法院は 2012 年 5 月 24 日に宣告された 2009 다 22549 判決及び 2009 다 68620 判決を通じ、「強制動員被害者に対する損害賠償請求を棄却した日本判決は大韓民国の公序良俗に反し承認できず、日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれたとは認めがたく、請求権協定で強制動員被害者の損害賠償請求権が消滅しなかったというべきであり、仮にそのような損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれるとしても、その個人請求権自体は請求権協定のみによって当然に消滅したと認める事はできず、ただ請求権協定により請求権に関する大韓民国の外交的保護権のみが放棄されたもの」であると判示し、これと異なり「消滅時効、除斥期間徒過と請求権協定を理由として強制動員被害者の日本企業等に対する損害賠償請求を棄却」した日本判決を承認し強制動員被害者の三菱重工業株式会社に対する損害賠償請求を棄却した原審判決（釜山高等法院 2007 나 42885⁵⁾と「日本裁判所に訴を提起した強制動員被害者に対しては上記釜山高等法院判決と同一の理由で、その余の強制動員被害者に対しては会社整理応急措置法、企業再建整備法等の日本法が定めるところに従い解散され、新たに設立された新日本製鉄株式会社（新日鉄住金株式会社）が解散された日本製鉄株式会社の債務を当然に承継したと認めることはできず、損害賠償請求権が時効完成により消滅したという理由に

⁵⁾大法院 2009 다 22549 判決の原審判決に該当する。

より強制動員被害者の新日本製鉄株式会社（新日鉄住金株式会社）に対する損害賠償請求を棄却」した原審判決（ソウル高等法院 2008 나 491296⁶）を各々破棄し、これを原審に差し戻した。しかし上記各大法院判決は差戻判決であって、それにより強制動員被害者の上記日本企業らに対する損害賠償請求権が直ちに確定したのではなく、上記各大法院判決にもかかわらず請求権協定の適用対象に強制動員被害者の損害賠償請求権が含まれるか否か及び日本企業が強制動員被害者に対し損害賠償責任を負担するか否かについては依然として国内外で論争（国内法学者が上記各大法院判決を批判する趣旨の論文を公表したこともあった）が絶えず、請求権協定の当事者である日本政府は請求権協定により過去の日本政府や日本企業らが関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権も消滅したという立場を依然として固守した。

- ⑤ その後差戻審において強制動員被害者の三菱重工業株式会社、新日本製鉄株式会社（新日鉄住金株式会社）に対する損害賠償請求を一部認容する判決が各宣告され⁷三菱重工業株式会社、新日本製鉄株式会社（新日鉄住金株式会社）は上記各破棄差戻審判決に対して再度上告したが、大法院が 2018 年 10 月 30 日に新日本製鉄株式会社（新日鉄住金株式会社）の上告を棄却する 2013 다 61381 全員合議体判決⁸を宣告することにより上記全員合議体判決事件の原告である強制動員被害者らの新日本製鉄株式会社（新日鉄住金株式会社）に対する損害賠償請求権がようやく確定し、「日本政府の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰籍料請求権は請求権協定の適用対象に含まれない」という法理が最終的に確認された。
- ⑥ 原告らをはじめとする強制動員被害者らは 1920 年頃から 1930 年頃の間に出生した者であり、上記大法院 2009 다 22549 判決及び 2009 다 68620 判決が宣告された時にはすでに相当な高齢であり、その地位、教育水準などに照らしてみると十分な法

⁶大法院 2009 다 68620 判決の原審判決に該当する。

⁷新日本製鉄株式会社（新日鉄住金株式会社）に対する判決はソウル高等法院 2013 年 7 月 10 日宣告 2012 나 44947 判決、三菱重工業株式会社に対する判決は釜山高等法院 2013 年 7 月 30 日宣告 2012 나 4497 判決。

⁸大法院 2009 다 68620 判決の再上告審に該当する。

律的知識を有するとか適切な法律的助言を受けたとは認めがたい。

そして宣告された上記各大法院 2012 年 5 月 24 日判決により強制動員被害者らが日本企業に対する損害賠償請求権を認められる可能性が相当に高まったとは言えるが、被告など当該日本企業は上記大法院判決を受け容れず強制動員被害者らに対する賠償を依然として拒否し、差戻審と再上告審において引き続き法的に争い、差戻審において被告らが提出した新たな主張や立証により上記各大法院判決の判断の基礎となった事実関係等が変動して強制動員被害者らの日本企業に対する損害賠償請求権が認められない可能性が完全に消えたものでもなかった⁹ そうであれば、法令の解釈・適用に関する最終的な権限を有する最高裁判所である大法院が 2018 年 10 月 30 日、上記全員合議体判決を通じて強制動員被害者らの日本企業に対する損害賠償請求権を確定し、請求権協定に解する解釈を明確にしたことにより、そのときからようやく大韓国内において原告らのような強制動員被害者らが請求権協定の解釈等に関連して客観的に権利を事実上行使できなかった障害事由が解消されたと認めるのが妥当である。したがって原告が本件訴訟を提起した時期である 2014 年 2 月 27 日ころまで原告らには客観的に本件損害賠償請求権を事実上行使できない障害事由があったと認めるのが相当である。そしてたとえ大法院全員合議体判決前に日本又は大韓民国の裁判所に関連訴訟を提起したとしても、すでに検討したように各種の法律上の争点について相当な議論が続く状態において上記のような劣悪な境遇にある原告らが敗訴時に既判力が生じる負担にもかかわらずあえて訴訟を提起することは客観的に期待困難であるから、そのような事情だけで原告らに客観的に本件損害賠償請求権の事実上行使することができない障害事由が解消されたと認めがたい。

(エ) 一方、上記大法院 2009 다 22549 判決、 2009 다 68620 判決において「請求権協定により強制動員被害者の損害賠償請求権が消滅しなかったとみるべきである」と判示したから、原告らの本件損害

⁹上告裁判所から事件を差戻された裁判所はその事件を再度判断するにあたり上告裁判所が破棄理由とした事実上および法律上の判断に羈束されるが、差戻し後の審理過程において新たな主張・立証が提出され羈束的判断の基礎になった事実関係に変動が生じた場合にはその羈束力は及ばない（大法院 1982 年 12 月 14 日宣告 80 다 1072 判決など参照）。

賠償請求権が請求権協定の適用対象であるか否かについての争点自体は整理され、これにより上記各大法院判決が宣告された2012年5月24日頃には原告らのような強制動員被害者らが客観的に権利を事実上行使できなかった障害事由が解消されたとみる余地もあるであろう。しかし、仮に上記のように解したとしても債務者が時効完成前に債権者の権利行使や時効中断を不可能または著しく困難にしたり客観的に債権者が権利を行使できない障害事由があった場合には債権者がそのような事情が解消されたときから相当な期間内に権利を行使すれば債務者の消滅時効の抗弁を阻止することができるというべきであろう。ただし信義誠実の原則を理由に時効完成の効力を否定することは法的安定性の達成、立証困難の救済、権利行使の怠慢に対する制裁を理念としている消滅時効制度に対する例外的な制限にとどめるべきであるから、上記権利行使の「相当な期間」は特別な事情のない限り民法上の時効停止の場合に準じ、短期間に制限するべきである。したがって個別事件においてきわめて特殊な事情があり、その期間の延長を認める事がやむを得ない場合にも、不法行為による損害賠償請求の場合、その期間はいかに長くとも民法第766条第1項が規定する短期消滅時効期間である3年を超えることはできないと言ふべきである（大法院2013年5月16日宣告2012다202819 全員合議体判決等参照）。

上記の法理に照らして検討すると、上記大法院2009다22549判決、2009다68620判決の当事者ではない原告らとしては上記各判決により上記のような障害事由が解消したことを短期間に確定的に認識できたとは認めがたい点、すでに検討したように上記各大法院判決にもかかわらず強制動員被害者の日本企業に対する損害賠償請求権が直ちに確定せず、日本企業が強制動員被害者に対し損害賠償責任を負担するか否かについて依然として国内に議論があった点、これにより大法院は2019年10月30日全員合議体判決を通じて請求権協定の適用対象に関する法理を再確認し、ようやく強制動員被害者の損害賠償請求権が最終的に確定された点等に照らせば、仮に2012年5月24日大法院2009다22549判決、2009다68620判決が宣告されたことにより原告らのような強制動員被害者が客観的に権利を事実上行使できなかった障害事由が解消されたと認めるとしても、原告らのような勤労挺身隊被害者らの場合、障害事由が解消された時から権利行使に必要な相当期間は、時効停止に準ずる期間より延長し、3年と認めるのが相当である。

ところで原告らは上記大法院 2009 다 22549 判決及び 2009 다 68620 判決が宣告された 2012 年 5 月 24 日から 3 年が経過する前の 2014 年 2 月 27 日に本件訴訟を提起したのであるから、結局原告らは相当期間内に本件訴訟を提起したというべきであり、被告の消滅時効の抗弁を阻止することができる。

(オ) したがって被告の上記主張はすべて理由がない。

カ 損害賠償責任の範囲

1) 慰謝料の金額

被告は韓半島に対する不法な植民支配体制を強固にして日本帝国主義の膨張のための侵略戦争を遂行しようとした過去の日本政府に積極的に協力し、綿密な計画下に欺罔と脅迫等を通じて動員された原告らを強制労働に従事させた。これによって原告らは幼い女性であるにもかかわらず家族と別れ自由を剥奪されたまま日本が敗戦するときまで専ら被告が強制する日程と規則にしたがって労働に従事せねばならなかった。劣悪で危険な環境で苛酷な労働に強制的に従事して亡呉□□は命を失い、原告金○○は足首と左肩を負傷した。日本政府は強制動員された女性の中から相当数を軍慰安婦に従事させたため、動員された女性を軍慰安婦と同一視する誤った認識まで生じ、これにより原告梁○○、金○○、沈○○は軍慰安婦と誤解されて正常な結婚生活を営むことができなくなることを懸念して、夫と息子たちに自分の悲劇的な過去をありのまま語ることができないまま長い歳月を生きねばならなかった。このような加害行為の不法性の程度、被告がこのような不法行為にいたる経緯及びその関与の程度、原告らの年齢及び強制労働に従事した期間、労働の強度、勤労環境と自由抑圧の程度、賃金等がまともに支払われなかった点、被告の不法行為により原告らが実際に被った被害の結果とその被害の程度、それにもかかわらず不法行為以後現在まで責任を否定している被告の態度、類似事件との衡平、その他本件弁論に現れた各種の事情等を総合的に考慮すれば、被告が原告らに支払うべき慰謝料として第 1 審判決が定めた慰謝料金額である、強制労働中に死亡した亡呉□□について 150,000,000 ウォン、原告呉○○を含む後記の亡○○の家族ら(但し亡呉□□の死亡当時出生していない兄弟姉妹の場合は慰謝料を認めない)について各 20,000,000 ウォン、強制労働中に負傷した原告金○○について 120,000,000 ウォン、原告梁○○、沈○○について各 100,000,000 ウォンは全て相当であると判断されるので、これをそのまま維持する。

2) 原告呉○○の債権額

ア) 亡呉□□の死亡による相続関係

(1) 甲第 17 号証の各記載及び弁論の全趣旨によれば次のような事実が認められる。

① 呉△△は亡呉□□(以下「亡人」という)の父(戸主)、朴△△は亡人の母である。呉AA、呉BB、呉CC、呉DD、呉EE、呉FFは亡人の姉妹であり原告呉○○及び呉GG¹⁰、呉HHは亡人の兄弟であって、そのうち呉FF(1945年4月3日生)、呉HH(1949年4月26日生)は亡人死亡後に各出生した。

② 呉△△は1969年1月26日、朴△△は1973年12月26日、上記呉GGは1960年6月10日、各死亡した。

③ 呉AAは1968年3月29日、呉BBは1969年12月3日、呉CCは1961年9月30日、呉DDは1964年3月17日、呉EEは1976年2月16日、呉FFは1971年4月30日、各婚姻により除籍された。

(2) 上記の認定事実によれば、亡人が1944年12月7日未婚状態で死亡し、当時の我が国の慣習により父呉△△が亡人の財産を単独相続した。その後呉△△が1969年1月26日に死亡し、当時施行されていた旧民法(1977年12月31日法律第3051号として改定される前のもの)により戸主相続人の男子直系卑属である原告呉○○が6/21、男子直系卑属である呉HHが4/21、妻朴△△及び同一家籍にある女子直系卑属である呉BB、呉EE、呉FFが各2/21、同一家籍にない女子直系卑属である呉AA、呉CC、呉DDが各1/21の割合で呉△△を相続した。また朴△△が1973年12月26日に死亡し、上記旧民法により男子直系卑属である原告呉○○及び呉HHが各4/15、同一家籍にある女子直系卑属である呉EEが2/15、同一家籍にない女子直系卑属である呉AA、呉BB、呉CC、呉DD、呉FFが各1/15の割合で朴△△を相続した。

イ) 原告呉○○の債権譲受

甲第 19、20 号証の各記載に弁論の全趣旨を総合すると、呉BB、呉DD、呉EE、呉FFは2017年7月頃、①自身らが呉△△、朴△△を経て相続した亡人の被告に対する損害賠償請求権、②呉△△、朴△△から各相続した、亡人の死亡による呉△△、朴△△の被告に対する損害賠償請求権、③亡人の死亡による呉BB、呉DD、呉EE、呉FF本人の被告に対する損害賠償請求権を各原告呉○○に譲渡し、上記各債権譲渡に関する通知権限を原告呉○○に委任した事実が認められ、原告呉○○は本件2017年7月3日付準備書面の送達により上記各債権譲渡の事実を被告に通知した事実が認められる。

ウ) 原告呉○○の債権額計算

¹⁰除籍謄本(甲第 17 号証の 1)第 10 ページ参照、正確な名前は明らかではない。

- (1) 亡人の死亡による原告呉〇〇と呉BB、呉DD、呉EEの被告に対する固有の慰謝料債権額は既に検討したように各 20,000,000 ウォンずつ、合計 80,000,000 ウォンである。¹¹
 - (2) 原告呉〇〇と呉BB、呉DD、呉EE、呉FFが各相続した亡人の被告に対する慰謝料債権額は合計 101,428,500 ウォン[= 150,000,000 ウォン× (13/21¹²+ 2/35¹³)、100 ウォン未満切捨、以下同じ]である。
 - (3) 原告呉〇〇と呉BB、呉DD、呉EE、呉FFが各相続した呉△△の被告に対する固有の慰謝料債権額は合計 13,523,800 ウォン[= 20,000,000 ウォン× (13/21¹⁴ + 2/35¹⁵)]である。
 - (4) 原告呉〇〇と呉BB、呉DD、呉EE、呉FFが各相続した朴△△の被告に対する固有の慰謝料債権額は合計 12,000,000 ウォン[= 20,000,000 ウォン×9/15¹⁶]である。
 - (5) 結局、原告呉〇〇の被告に対する固有の損害賠償請求権及び譲受した損害賠償請求権の合計額は 206,952,300 ウォン(= 80,000,000 ウォン+101,428,500 ウォン+ 13,523,800 ウォン+12,000,000 ウォン)であるから、被告は原告呉〇〇に上記金額中、原告呉〇〇が求める 150,000,000 ウォンとこれに対する遅延損害金を支払う義務がある。
- 3) 遅延損害金の起算日

原告は被告の慰謝料支払義務について本件訴状副本送達の日翌日からの遅延損害金を請求している。不法行為による損害賠償債務については原則的に別途の履行催告がなくとも、衡平の観念に照らし、その成立と同時に不法行為時から遅延損害金が発生するというべきである。しかし不法行為と弁論終結時の間に長期間の歳月が経過したことにより慰謝料を算定するにあたり必ず斟酌すべきである弁論終結時の通貨価値等に不法行為時と比較して相当な変動が生じた場合には、不法行為時から遅延損害金が発生したとすると著しい過剰賠償の問題が提起されるので、例外的であるが不法行為による慰謝料賠償債務の遅延損害金はその慰謝料算定の基準時である事実審弁論終結当日から発生するというべきである(大法院 2011年1月13日宣告 2009 다 103950 判決等参照)。但し、控訴審において第1審判決が定めた慰謝料金額をそのまま維持する場合、慰謝料賠償債務

¹¹ 呉 FF は亡人死亡後に出生したから固有の慰謝料は認めない。

¹² 呉△△を経て相続した部分 13/21(= 6/21 + 2/21 + 1/21 + 2/21 + 2/21)

¹³ 朴△△が呉△△から相続したものを更に朴△△から相続した部分 2/35[= 2/21 × 9/15(= 4/15 + 1/15 + 1/15 + 2/15 + 1/15)]

¹⁴ 呉△△から相続した部分 13/21(= 6/21 + 2/21 + 1/21 + 2/21 + 2/21)

¹⁵ 朴△△が呉△△から相続したものを更に朴△△から相続した部分 2/35[= 2/21 × 9/15(= 4/15 + 1/15 + 1/15 + 2/15 + 1/15)]

¹⁶ 9/15(= 4/15 + 1/15 + 1/15 + 2/15 + 1/15)

の遅延損害金は慰謝料算定の基準日である第1審弁論終結日から発生する(大法院 2015年1月29日宣告 2013다 205174判決参照)。

このような法理に照らして検討すると、本件の場合不法行為の終了日である1945年頃から第1審弁論終結日である2017年7月7日までの間に70年以上の長期間が経過し、通貨価値等に相当な変動が発生し、第1審はそのような変動した事情まで斟酌して上記弁論終結時を基準に慰謝料金額を決定した。そして前記のように当裁判所は第1審判決が定めた慰謝料金額をそのまま維持した。したがって被告の原告らに対する慰謝料賠償債務の遅延損害金は第1審弁論終結日である2017年7月7日から発生するというべきであるから、結局原告らが上記慰謝料について本件訴状副本送達の日から第1審弁論終結日の前日である2017年7月6日までの遅延損害金の支払を求める部分は理由がない。

キ 小結

したがって被告は原告梁〇〇、沈〇〇に各1,000,000,000ウォン、原告金〇〇に120,000,000ウォン、原告呉〇〇に150,000,000ウォン及び上記の各金員に対する本件第1審弁論終結日である2017年7月7日から第1審判決宣告日である2017年8月11までは民法所定が年5%、その翌日から支払済みまでは訴訟促進等に関する特例法所定の年15%の各割合による遅延損害金を支払う義務がある。

4 結論

そうであれば、原告らの請求は上記の認定の範囲内で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却すべきである。第1審判決はこれと結論を同じくしており正当であるから被告の控訴を棄却するところにして主文の通り判決する。

裁判長 判事 崔インギョ
判事 黄ジンヒ
判事 金ドウヒ